平成２６年（フ）第３号
広島市安佐南区山本４丁目27番31―３号、開始決定時の住所広島市南区仁保２丁目20番34号
破産者　尾島ムツ子
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３４号
広島県福山市神辺町大字川南1593番地　土井住宅Ｄ号、開始決定時の住所広島県福山市神辺町字東中条102番地１
破産者　渡辺　孝一
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２５号
愛媛県宇和島市丸穂町３丁目１―５
破産者　坂本　　勇
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１０４号
佐賀県唐津市神田2064番地５　サンヴェール神田233号室
破産者　宮崎　一也
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第３４５号
茨城県常陸太田市高柿町297番地
破産者　荒井三代子
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３４６号
茨城県水戸市見川３丁目935番地の４　レオパレスエクレール110号、開始決定時の住所茨城県常陸太田市高柿町297番地
破産者　荒井　康夫
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２３１号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼１丁目６番31号、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市堤980番地
破産者　山口　文男
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１１５号
岐阜県加茂郡東白川村神土2109番地３
破産者　木村　成人
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第３３９号
静岡県田方郡函南町上沢164番地の１
破産者　露木　芳人
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２１８号
静岡県裾野市葛山865番地の３
破産者　芹澤　伸吉
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４０５号
静岡県富士宮市下稲子1047番地の２、前住所静岡県裾野市稲荷41番地の11
破産者　芹澤　将彦
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４７７号
静岡県浜松市南区白羽町209番地の２　コーポバーディＪｒ102、開始決定時の住所静岡県浜松市中区神田町56番地の７
破産者　袴田　　正
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４１０号
奈良県大和郡山市泉原町74番地１
破産者　大浦　　力
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第９５号
岡山県倉敷市藤戸町天城2465番地72
破産者　高田　鉄善
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
大分県由布市挾間町古野296番地８
破産者　袖野　靖之
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１号
宮崎県日南市南郷町南町10番地３
破産者　谷　　清祝
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３８２号
奈良県生駒市緑ヶ丘1425番地68
破産者　金川宏枝こと　朴　　宏枝
1　破産債権の届出期間　平成26年９月22日まで
2　一般調査期日　平成26年10月７日午前10時40分
平成26年９月１日　奈良地方裁判所